



Title	文化行政論の批判的検討
Author(s)	大瀬, 秀樹; Hideki OSE
Citation	社会教育研究, 15, 73-91
Issue Date	1995-07
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/28507">https://hdl.handle.net/2115/28507</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_P73-91.pdf



# 文化行政論の批判的検討

大瀬 秀 樹

## I 課題の設定

高度経済成長以降、国民の所得水準は上昇し、労働時間の短縮が進んできたことと相まって、余暇時間の拡大がもたらされてきた。余暇をどう使うかということが国民生活の重要な関心事項となり、同時に国や自治体の施策も余暇における文化活動のあり方という観点で注目していくようになった。中教審答申や臨教審答申においても「趣味」、「文化」、「芸術」に関する内容が登場してくる。地方自治体、とくに市町村における事業においても、そういった時代的趨勢を反映して、文化に関する講座等が多く組まれるようになっていった。

さて、バブルの崩壊の時期をとりわけ画期として、趣味やカルチャーとして、文化をたんにとらえるというよりも、生活そのものを文化的観点から問おうとする動きが住民と行政の双方からでてきた。そういう意味で、住民の文化活動は近年、広まりと深まりを増しつつあり、行政の文化施策の方も、同様で、両者ともある意味でターニングポイント（転換点）に立つことになったといえよう。この意味において、いまここで「文化」に関する市民活動と行政活動とをとりあげ、論考することは非常に意味あることといえよう。実際、市民文化活動と文化行政に関する議論は活発になされている。従来議論における中心的観点は、市民文化活動と地域文化行政の両方を見据えながら、主に文化行政のあり方は如何にかということであった。

しかしながら、表面的な考察だけでは、特に市民文化活動の内実を明らかにすることはできない。文化行政と市民文化活動とについて洞察するにおいて、前提としなければならないことがある。それはすなわち、イデオロギーによる市民支配である。資本による市場主義原理の支配によって、市民の文化活動における価値観が、大衆消費に基づく個人的消費性向を呈しているがゆえに、結果、文化活動に積極的に参加できる階層が限定されているという実情がある。市民の文化的関心ないし、文化活動が個人的次元にとどまっている限り、市民による文化的まちづくり意識形成といった公共的意識形成へと市民の意識が社会化することを期待するのは難しく、さらにはそういった社会的な意識の延長線上にあるまちづくり実践を標榜するのはより難しいといえよう。また、国家による行政改革は、「民活導入」という名による国家と企業の癒着構造を生んだ。その結果として、「文化の産業化」というべき状況が惹起させられた。本来、市民が中心となるべき地域文化の創造が、国家と企業によって「商品化」の過程に組み込まれていき、市民による自主的・主体的な文化活動が阻害されるという問題が生み出されている。いま述べたように、資本による市民文化活動の支配が生

み出している矛盾状態は、まさに市民の「自己疎外」状況と呼べる。こうした「自己疎外」を克服するためには、市民による「自己回復」に向けての営為が必要である。この営為を「主体形成」と呼ぶことができよう。「主体形成」のプロセスにおいては、まずは自己の文化的疎外状況を科学的かつ客観的に認識することから始められなければならない。そして疎外状況克服のために、市民同志で協同的な学習に取り組んでいって、市民文化活動展開のための道筋を切り開いていかなければならない。学習によって、自らの行動の動機と目的が整合的に自覚され、加えて、その動機と目的に照らして、妥当な行動準則が、社会的正義および人権に適うことを条件として選択される。そして、その行動準則から、社会的状況に鑑みた具体的行動が起ってくる。こうして、市民文化活動展開のための「主体」を形成するためには、学習が不可欠であるという結論が導き出される。ここにおいて、市民文化活動の中に、学習的ないしは教育的契機が内在するということがいえるのである。そこで、市民文化活動の学習的・教育的契機に照応した対応と援助が、行政とくに基礎自治体である市町村に要求されてくるのである。

そこで、市民文化活動に教育行政が関与するべきかということが議論にのぼってこざるをえない。本論文では、主張されている内容に応じて、代表的論者を3者、すなわち、松下圭一、森啓、佐藤一子各氏をとりあげ、「市民文化活動に対する基礎自治体の関わり方」という観点を中心として、3者の論説を批判的に検討していこうと思う。いま便宜上、この3者の論説をカテゴライズすれば、松下氏が社会教育行政排除・文化行政消滅説、森氏が首長部局主導説、そして佐藤氏が教育委員会・首長部局協調説をそれぞれとっているといえよう。これらの論者の主張の対立点というのは、「文化に社会教育行政が関与すべきかどうか」というところであり、このことを敷衍すると、「市民文化活動に教育的観点を行政がもちこむべきかどうか」ということと、「地域文化行政はどうあるべきか」という論点にもつながってくると思う。本論文では、従来の代表的な論者の著作と論文をかような視点から批判的に検討し、それぞれの著作と論文に対する評価を行うとともに、それらに関する問題点を抽出していきたいと考える。そうした上で、市民文化活動に社会教育行政が関わる必要性があると同時に、それだけにとどまらず、公務労働者が住民とともに文化活動振興のための社会教育システムづくりをする必要性があるという小括を行いたいと思う。

## II 市民文化活動と地域文化行政に関わる論述の批判と整理

ここでは、市民文化活動を分析し、文化行政に関する考察を精力的に行ってきた代表的な3人の論者、松下、森、佐藤の各氏をとりあげ、「市民文化活動に社会教育行政が関わるべきか」という論点を中心に、主に社会教育行政と文化行政との関わりに関する叙述をとりあげながら、どのような内容の論述が展開されているのかみていきたい。

## 1 市民文化活動と地域文化行政に関わる論述に対する評価とその課題

重複するが、市民文化についての定義と文化行政に対する評価によって、3論者の論述を区別することができる。すなわち、松下氏は、市民文化活動を援助する文化行政は過渡的なものであるとみなし、ゆくゆくは市民に自主的に文化活動を任せるべきである<sup>(1)</sup>という考えをしている。この見解を社会教育行政排除・文化行政消滅説ととりあえず呼ぶことにする。森氏は文化施策の主体を、教育委員会の社会教育課ではなく、首長部局の文化課が担うべきであるとする考えで<sup>(2)</sup>、これを文化行政主導説と呼べよう。佐藤氏は、文化施策に社会教育行政の関与を積極的に認めており、文化行政との協力のもとで市民文化活動を支援していくのがよいとする<sup>(3)</sup>。これを協調説と呼ぼう。

### (1) 松下氏の見解に対する評価と課題

松下氏は政治学的観点から、理論の展開をしている。そもそも松下氏は「市民文化とは、文化概念ではなく、政治概念である」<sup>(4)</sup>と述べている。そしてさらには、「市民そのものも政治概念なのである」<sup>(5)</sup>とする。そうした上で、「市民文化という文化自体が存在」<sup>(6)</sup>するというのではなく、「今日の日本において存在するのは、たえず変わりつつある現代日本文化があるだけである。この現代日本文化の担い手である個々人の政治イメージのあり方として市民文化が問われ、さらに市民型への日本文化の変容がめざされているのである」<sup>(7)</sup>と述べている。このことから、松下氏は市民文化を実体としてとらえるというのではなく、イメージという抽象概念としてとらえているということが出来る。ただ文化をイメージとしてとらえるのはいいとしても、「政治」という観点のみでとらえるというのは狭すぎないであろうか。松下氏が、そのように理解しているのは、市民を自治権を担う主体として位置づけており<sup>(8)</sup>、端的に言えば、市民が国や自治体から権力を奪取していく過程を、市民文化の熟成としてとらえているといえるのである。

松下氏は、市民文化の熟成、言い換えれば、文化の歴史の変容を近代化との関わりでも意見を述べている。すなわち、「文化の変容は近代化と密接な関わりがあるということを前提とすれば、近代化には2段階近代化という歴史展望を必要とするのではないか。つまり第1段階が国家統治型政治統合による近代化の強行、近代化の成熟につれて第2段階の市民自治型政治統合への移行である」という<sup>(9)</sup>。ということは現在は、第2段階である市民統治型政治統合への過渡期にあるということになる。この第2段階の移行にあたっては、「政治イメージの転換」<sup>(10)</sup>が必要であるという。氏のいう「政治イメージ」とは何か。明治以降、国民は絶対・無謬に彩られた国家観念を神聖視してきたのであるが、1960年代以降、市民運動の激発をきっかけとして、国民がもっていた国家観が大きく動揺するとともに、自治体政府が中央政府から自立するという動きがにわかにか起こってきた<sup>(11)</sup>。このように「政治イメージの転換」とは、松下氏によれば、旧来の国家観念の呪縛から脱皮し市民アイデンティティーの覚醒化へという変化を指すものと理解できる。松下氏はこの転換のきっかけを

市民運動の中に見出していたのであり、このことは直ちに、市民文化の確立つまり市民自治権の確立は、市民による革新的な運動と活動にかかっているのだという結論を導きうる。松下氏は、さらに議論を深めていく。「政治イメージの転換」のためには、日本人が従来抱えてきた「文化概念」<sup>(12)</sup>を転換していかなければならないという。すなわち、「日本の文化概念の問題は、……文化の「私」構造」<sup>(13)</sup>にあるので、こうした内向きの文化意識(いいかえれば、自分の家さえよければ外はおかまいなしという意識構造)を外向きの文化意識構造へと組み換えていかなければならないということの意味する。そして、松下氏は、「文化概念」自体をインテリア型の「私文化」構造から、エクステリア型の「市民文化」構造へと転換することは、「必ず、政治ないしは行政のくみかえを誘発する」<sup>(14)</sup>と主張する。しかし「必ず、～誘発する」と言い切っているのであろうか。これは楽観的すぎはしないであろうか。そもそも「文化概念の再編」自体をどういう方法で、どういうプロセスで行っていくのか明確に松下氏は示していない<sup>(15)</sup>。もし「文化概念の再編」なり「政治イメージの転換」なりを実現させていくなれば、そこに公務労働者の積極的な働きかけが欠かせまい。このことは、市民による自主的文化活動が盛んになればなるほど、公務労働者によるより積極的な援助が必要になってくるのではあるまいか。これについては後に詳述する。

松下氏は、「政治イメージの転換」や「文化概念の再編」を提起する際、主体的な市民像を描いているといえる<sup>(16)</sup>。したがって、「都市社会の成熟によって問われる中枢課題は、「市民自治」による「市民文化」の形成に他ならない」<sup>(17)</sup>と強調している。「市民自治」による「市民文化」とは、換言すれば、生活の質の向上をめざした市民による主体的なまちづくりを意味する。そのためには当然、まちづくりの計画策定段階とまちづくり施策の執行段階とのそれぞれにおいて、市民参加が制度的に保障されねばならない。このことについて松下氏は、「自治体計画策定過程における市民参加に関しては、すべての市民に個人参加のチャンスがシステムとして保障されていることが不可欠である」<sup>(18)</sup>と述べている。そして市民参加による計画化に懸念を示す考えに対しては、「自治体機構が、市民の文化水準に立ち遅れはじめている。……自治体計画策定への市民参加システムでの経験なし機会が重ねられるにしたがって、市民自身がこれに習熟していく」<sup>(19)</sup>と説明することによって、市民の計画能力を不問に付している。確かに、市民参加は今日重要な行政課題であり、個人参加のシステムが市民に開かれていく趨勢にも民主主義と人権の前進として肯ずることはできるが、それにともない、事務処理の効率性、迅速性と正確性を損なうことにはならないか。市民の計画能力の陶冶を考えれば、計画策定前段階からの市民参加をシステム化することによって、早い段階からの計画力量形成の可能性の途を開いていくことが望ましい。市民と職員の協同という観点は重要ではあるが、職員無用論を仮想した市民主体論は極論ではないか。今後、直接民主制の現代的適用の問題が検討されねばなるまい。

ところで、以上のような市民文化形成のために、地方自治体、とりわけ基礎自治体であるところの市町村は何ををすべきなのか。自治体計画策定過程への市民参加システムと施策執行における市

民参加システムの早期制度化は、行政の役目であると論旨から導かれうる。松下氏はこのことを念頭において、基礎自治体文化行政の作業として、特に「職員の文化水準の向上」<sup>(20)</sup>を掲げている。これに関連して、文化行政の目標の一つとして、「行政の文化水準の上昇」<sup>(21)</sup>を提示している。この目標に近づくためには、「ヨコ割の戦略行政」<sup>(22)</sup>、別の言葉でいえば、「官治・集権型のタテ割から総合・調整のヨコ割への転換」<sup>(23)</sup>が必要であるということである。ただ、現在この横断的な行政部署は、例えば札幌市においては、「企画調整局」という形で存在している。実際、「札幌市長期総合計画」の「第5章 生涯教育計画 第3節 文化、芸術」の中の「基本方針」の中では、「市民が優れた芸術文化を享受し、主体的に文化の創造に参加することのできる環境条件を整備する」<sup>(24)</sup>と唱われており、この観点から企画調整局企画課と調整課が施策の整備を行っていったという経緯がある。では、この企画調整局のあり方が、「行政の文化化」<sup>(25)</sup>の促進に十分適っているかといえ、そうとはいえない。松下氏のいう「調整行政」<sup>(26)</sup>は、具体的・現実的にはどういうものなのか明らかではない。氏の論理からいえば、職員の質的向上の努力がなされれば、「調整行政」のレベルアップが望めるというのであろう。しかし、そもそも職員の質的向上はどう実現されていくのか。これは、市民参加を促せば、それに職員が刺激されて、職員の向上心が引き出されるという理屈であろう。その次に、松下氏は、「行政の文化化を課題とする文化行政は、その目標として設定した、市民自治による市民文化形成のための、行政の限界内で可能な条件整備にとどまる」<sup>(27)</sup>という。松下氏はこの「条件」を、「シビルミニマム」<sup>(28)</sup>と呼び、シビルミニマムの質的向上<sup>(29)</sup>を文化行政はめざさなければならないと主張する。そして「シビルミニマムは、現行の行政機構別ではなく、市民による政策課題別に検討され、市民参加による自治体計画によって編成されなければならない」<sup>(30)</sup>と述べていることから、氏は、市民の文化水準を高く評価しており、そういった認識を前提として、市民参加の促進とそれとともなう文化行政の衰退を予言しているのである。

松下氏の行政に対する見解の大きな特徴の一つに、社会教育行政は市民文化活動から駆逐されるべきであるというのがある<sup>(31)</sup>。というのは「この社会教育行政に、日本文化ついで政治のイメージがするどくあらわれているから」<sup>(32)</sup>である。したがって、「市民文化活動に対してみられる教育委員会の後援さらには補助は、原則として廃止することが望まれる」<sup>(33)</sup>という。この点は、教育委員会による一層の補助を訴える佐藤氏と決定的に異なるところである。確かに、現在の趨勢として、文化施策が首長部局所管となってきた。しかし、市民文化活動自体に学習的契機、ないしは教育的契機が内在しているという実体に留意しなければならない。その一例が、札幌演劇鑑賞協会（えんかん）の活動である。えんかんは当初、鑑賞活動主体の団体であったが、徐々に活動の版図を拡げ、自主企画を行うまでになっていった。そして現在は、文化の香りのするまちづくりをめざして、財団法人の設立の準備をすすめていく。このようなえんかんの活動のプロセスにおいて、数々の講演会や学習会が開催された。また、運営委員の人達が、上演へ向けての企画と準備を進めていく試行錯誤の中で、様々な知識を獲得していったのみならず、人とのつながりの大切さを実感していっ

たという話を筆者は運営委員の一人から聞いた。この例からしても、市民の文化活動の中には、学習活動が含まれているという事実を否定することはできず、したがって、松下氏がいうように、文化施策に文化行政のみが関わりえて、社会教育行政は関わりえないと断じることはできないといえる。

これまで、「社会教育行政排除説」である松下氏の論旨を紹介しつつ、若干の私見を述べてきたが、ここで松下氏の論述に関わる評価をまとめておきたい。

到達点については、以下のようになろう。

- ① 市民文化の形成という観点から、市民自治を積極的に位置づけたこと。
- ② 市民の自己形成の可能性を希望的に捉え、市民参加の道を大きく開こうとしたこと。
- ③ 従来の文化概念を「私」構造と喝破し、そこからの脱却を唱えたことによって、市民を主体とした新しい公共性を模索しようとしたこと。

課題と問題点については、以下のようになろう。

- ① 市民文化活動に内在する学習的契機や教育的契機を軽視し、社会教育行政の文化施策からの駆逐を安易に主張したこと。
- ② 従来とは違った形で、今後ますますその役割に期待がかけられる文化行政を過渡的なものとしたことで、行政の役割を過小評価しすぎていること。
- ③ 市民が内包している主体的契機を楽観的に捉えているがゆえに、市民が自発的に市民文化を構築していけると思っていること。実際は、行政や公務労働者による能動的な働きかけが必要となろう。
- ④ 市民文化を自治権に引きつけた政治イメージとして捉えている一方で、行政については、「行政の文化化」や「職員の文化水準の向上」という言葉に見られるように、ひとつの形容句として文化の概念を使用しており、使用している文化概念に統一性がないこと。

## (2) 森氏の見解に対する評価と課題

まず、森氏が市民文化ないしは市民文化活動をどう捉えているのかについて検討してみることにした。1995年の月刊『社会教育』のp.5に森氏はこう書いている。「人間らしい感性を豊かに花開かせる地域文化は、地域に住む人々が、まちへの愛情と誇りの感情を自身の心に育みながら育てるものである」。そして「人は～自らを育てるのである」<sup>(34)</sup>と。要するに、森氏は、市民文化を、市民が地域に根ざして主体的に作り上げていくものであると認識しているということである。これは松下氏と基本的には変わらない。

それでは、文化に社会教育行政が関わりをもつべきかどうかという初発の論点を中心として、森氏の論述をみていくことにしたい。森氏は、社会教育行政を個別行政あるいはタテ割行政のひとつにしかすぎないと断じ、いまや生活の全域という広がりを見せつつある文化を所掌するには社会教

育行政では狭すぎるという<sup>(35)</sup>。したがって、「社会教育行政では対処することができず、市長部局による総合行政としての文化行政が求められる」<sup>(36)</sup>としている。森氏は、自治体の文化行政の歩みを、「自由時間における自己充実活動の条件整備」期から「個性的な地域環境づくり」へ、そして現在は、「行政総体の文化化」へとその対象領域を拡大してきたと捉える<sup>(37)</sup>。したがって、こうした動向を考慮に入れると、行政はタテ割では時代に対応することができず、横断的にネットワークを組み、システムを創り出すことが必要であるという結論を導くことができる。こうした「文化行政の推進システム」<sup>(38)</sup>を森氏は、「あらたに文化的な事業をはじめるといような部門行政ではなく、全ての行政部門を視点を定めて横につなぐ総合化の行政である」<sup>(39)</sup>とする。ここのことをもっと詳しく説明した部分を引用すると、「文化行政は、すべての行政の施策と運営を文化の視点から問いなおし、……個性的な地域社会をつくり出す総合行政である。したがって文化担当課は、全庁的文化行政を推進する事務局として首長部局に設置することが必要である」<sup>(40)</sup>というのである。文化担当セクションは、全庁的なシステムを作り、これを動かすことが役割となる<sup>(41)</sup>という。しかも文化担当セクションは、「当面は首長に直結」<sup>(42)</sup>させるのがよいというのである。しかし、文化担当を首長部局に設置するということは、前にもみたが、市民文化活動における学習的要素の存在ということを見ないしは軽視することにつながりはしないか。よしんば、文化担当を首長部局の文化課に置くという選択がベストであると結論付けるならば、市民文化活動における学習的要素を顧慮した上でなされなければならない<sup>(43)</sup>。また、文化担当セクションを首長に直結させるということが、首長の独善につながり、自由で活発であることが期待される文化担当セクションの事務が、却って阻害されはしないか。

森氏は、文化担当課によって担われるべき総合行政の実施を、「行政の文化化」のための必要条件であるとしている。森氏は「行政の文化化」をして、「行政総体の文化的自己革新運動」<sup>(44)</sup>であり、すなわちそれは、「行政の総体を文化の視点で自己革新をすすめるプロセスであり、同時に行政が市民文化の創造に参加するための理念」<sup>(45)</sup>であるとする。「行政の文化化」とは、つまりは、「具体的でトータルな市民生活のサイドから行政の施策と運営とシステムを問いなおす」<sup>(46)</sup>ということである。「市民生活のサイドから」ということは、必然的に市民参加が日程に上ってこざるをえない。そこで森氏は「政策の策定と実行の過程への市民の参加が必要である」<sup>(47)</sup>とした上で、その第1のステップとして、市民と職員とによる政策共同研究の必要性を提唱する<sup>(48)</sup>。このように森氏が、政策策定過程への市民参加を具体的に位置づけようとしていることは評価されよう。

「行政の文化化」の要は、他ならぬ行政職員（公務労働者）である。森氏によれば、それはつまり、担当職員が文化行政に対する「使命感と歴史感覚」<sup>(49)</sup>をもつことが重要であり、公務労働者の絶えざる自己革新（主体形成）、簡単にいえば、公務労働者のやる気と挑戦が不可欠になってくるということである<sup>(50)</sup>。このことについては賛意を表したいが、問題は、そうしていくためのしくみづくりをどうするかにある。これについて、森氏は、「ライン以外の職員も、政策提案、提言をするという

この途を、政策形成の中に制度化していく、これがまさに職員参加です。—途中省略—そうすると、個々の自治体職員のレベルが上がっていく<sup>(51)</sup>と述べている。自分の職務以外のことに携わり、視野を広げていくこと自体が、職員の自己形成にとって意味のあることであり、今後行政に求められていくであろう「総合的専門性」を職員が獲得していくためにも有効な提案であるといえよう。だが、森氏の提案のみにとどまるのではなく、職員の質の向上のためには、公務労働者に向けての養成と研修のあり方が問われることの必要性を指摘したい。また、3、4年ごとの人事異動も再考され、各部課において専門職員を配置することによって、市民の文化活動に対応できる体制づくりを地方自治体、とくに市町村自治体は推進していかなければならない。

ここで、森氏の論述に対する評価をまとめることにする。

到達点については以下のようなろう。

① 松下氏と同様に、自治体政策策定過程への市民参加を提議することで、市民自治権を明確に打ち出したこと。

② 職員の参加のあり方を広く捉え返したこと。

課題と問題点については以下のようなろう。

① 文化の総合的性格という視点からのみ、文化政策の首長部局所管を主張しており、文化を担う市民の学習と教育活動について顧慮していないこと。すなわち、文化活動と社会教育との関係性について配慮がなされていないこと。

② 松下氏と同様に、文化に関するとらえ方が、広汎で、かつ抽象的すぎており、「文化化」や「質が高い」とはどういうことなのか判然としない所があるということ。

③ 地域の文化行政を問題にする場合に、国家論が欠けている。中央省庁を包括した「国家」という存在に対する、イデオロギー面における把握がないということ。そして、それと関連して、企業の総体としての「総資本」に対する考察がないこと。

### (3) 佐藤氏の見解に対する評価と課題

佐藤氏は、松下氏と森氏とは違い、「国民の自己形成の視点から地域文化の協同創造の過程を意義づける教育学的アプローチ」<sup>(52)</sup>が必要であり、「真に地域に根ざす文化の創造のあり方を社会教育との関連において問」<sup>(53)</sup>うことが要求されると述べている。その根拠として、佐藤氏は、まず教育権の延長線上に文化的基本権が展望される<sup>(54)</sup>ということをあげている。次に佐藤氏が根拠として述べていることは、「国民の日常生活における文化活動の活性化にもっとも寄与しうる公共政策の分野は教育行政、とりわけ社会教育行政であるといえよう」<sup>(55)</sup>という。というのは、文化ホールや文化会館等の地域市民文化活動の拠点施設は、社会教育課の所管となっているというのが普通であるということと、日常生活に最も近接した学習・文化活動の権利を保障することを役割とする社会教育行政の展開が、自主的文化活動の発展のための不可欠の条件であるということとからいえるから

という<sup>(56)</sup>。よって、文化行政を教育行政から切り離そうとする主張に対しては、「文化の発展基盤を公共的に形成する必要性についての基本認識を曖昧にすることにつながるのではないか」<sup>(57)</sup>と懸念を表明している。さらには、社会教育行政が、個人的趣味の領域にいる「国民自身を自律的な文化創造の担い手に育てる」<sup>(58)</sup>という観点の重要性を佐藤氏は主張する。氏は、より本質的な問題を指摘する。それは、すなわち、市場の論理によって、主体的な文化的享受が歪められており、市民は「文化的疎外」<sup>(59)</sup>に陥っているというのである。そういった疎外を克服するためにも、公教育政策は必要であるというのである。

さて、「首長部局主導の文化行政は文化の政治化、上からの市民運動化に陥りやすい問題性をはらんでいる」<sup>(60)</sup>と佐藤氏は指摘しつつ、「教育委員会、とくに社会教育課の権限と文化行政の接点をどう調整するか」<sup>(61)</sup>重要な論点を含む問題であるとしている。このことに関連して、佐藤氏は、教育・文化行政を相互に有機的に関連づけ、両者の体系的発展を目指さなければならないといっている<sup>(62)</sup>。このように佐藤氏は、文化施策は教育行政と文化行政の融合的施策であるという位置づけをしている。したがって、首長部局と社会教育行政との役割分担を行った上で、相互連携のもとで、文化施策を展開していかなければならないという結論に至ろう。ただ、佐藤氏は、社会教育行政が文化施策に関わる意義については以下のように展開するのであるが、社会教育行政に対して文化行政がどういう位置づけにあるべきかに関しては、述べていない。したがって、両行政の役割分担の内容については、言及されておらず、当然今後の問題になると思われる。

文化施策に社会教育行政の関与を認めるか否かという論点に対して、先に若干触れたが、佐藤氏は、市民文化活動の中の「国民の自己形成」すなわち「自己教育」<sup>(63)</sup>に着目するとともに、「地域文化協同」<sup>(64)</sup>における主体的力量形成に注目することで、それらを援助する形での社会教育行政の関与を認めている。ただ、市民文化活動に含まれる「自己形成」ないし「自己教育」に対する言及は、社会教育行政の文化施策への関与の必要性を説明するのに十分説得的であるが、より留意されなければならないのは、「自己形成」ないし「自己教育」の「過程（プロセス）」の「メカニズム」である。そしてさらには、そういった「自己教育」としての学習の主体は、同時に（他者）教育の主体ともなりうる。学習と教育の両方の契機を孕みながら展開されていくのが、市民文化活動の有り様といえよう。この教育と学習の同時展開のメカニズムを解明しなければ、市民文化活動と市民文化の内実をあからさまにすることはできない。と同時に、市民文化活動や市民文化を助成する社会教育行政の役割の中身を具体化することはできない。

ここで佐藤氏の見解に対する評価をまとめておきたい。

到達点は以下のようなろう。

- ① 市民文化活動に内在する学習的および教育的契機に関心をはらい、社会教育行政の役割を重視すべきことに気づいたこと。
- ② 市民文化活動の拠点を、「地域」と明確に捉えることによって、自己形成の場も「地域」が中

心であるとして、社会教育の出発点をおさえていること。

課題は以下のようになろう。

- ① 市民文化活動に内在する学習的および教育的モメントおよびそのプロセスに関心をはらいながらも、そのプロセスの展開構造にまで立ち入っていないこと。その結果として、社会教育行政の具体的な援助の中身を提示するにまでは至っていないということ。
- ② 「行政の文化化」論に対するスタンスが提示されていないこと。その帰結として、森氏や松下氏に対するアンチテーゼが明確でない。

## 2 市民文化活動と社会教育行政との関係性という観点からみた3論者の比較

いままで、市民文化活動に社会教育行政が関わるべきかという論点を中心に、3論者の説を追っていった。この問題を追求するにあたっては、市民文化活動と社会教育行政の蓄積に関して、現時点での総括をしなければなるまい。市民文化や市民文化活動といった場合、3論者ともそれらの定義において違いは無かったと思われる。3論者とも、「文化」の主体は「市民」であるという前提をとりながら、「市民」を主体的で能動的な存在として位置づけている。そうした能動的・創造的主体としての「市民」が、「文化」を創造していくという点では、3論者とも同様の見解をとる。

だが、3論者とも同じ前提から、異なるアプローチで論述を展開していく。松下氏は、政治学的手法、森氏は、行政学（行政過程論）的手法、そして佐藤氏が、社会教育学的手法である。これは、当然、各々の専門性のあり方によって、手法上の違いがでるものであるが、重要な点は、そういったことではなく、3論者が「文化」と「行政」の関係論において、それぞれ異なる結論に至ったという点である。それは、すなわち、冒頭の「課題の設定」の所でカテゴライズしたとおりである。これらの結論は、どうも各々の専門分野の相違にのみ由来するものではないと考える。以下、3論者の論理展開を整理して、検討していきたいと思う。

松下氏は、国家を一つの強大な「権力」としてみる。そして、現実的には、自治体も国家の「権力」の傘下にあるものとして位置づける<sup>(65)</sup>。そしてこれらは一体となって、国民の前に、「国家観念」としてたちはだかるというのである。ということから、松下氏は、「国家観念」=旧「政治イメージ」を、ある種の権力的作用として見ていたのではないかと氏は、「権力」という観点から、国家と国民（市民）を対置しているように見受けられる。よって、氏の論理展開からいくと、当初、国家によって掌握されていた「権力」が文化をも先導してきたのであるが、市民運動を画期として、国民の「権利」に内実が与えられ、国民による国家からの「権力」の奪取が進んでいく。こうして、「権力」の、国家から国民への移行に従って、文化の主体が国民であるという一般的認識が普遍化していったと松下氏の論理から解釈しうる<sup>(66)</sup>。そして、「国家観念」なるものが解体した後は、国民を中心とした新たな「政治イメージ」が登場することを松下氏は予想したとすることができる。松下氏のこの論理展開の大前提は、まさに現代において、「市民」がすでに行政を凌駕するほどに政治能力を具備し

ているということと、「市民」は放置されていても自発的かつ主体的に政治に関わっていくようになる存在であるということである。氏は自治体計画策定に「市民」を参画させることを手放しで奨励しており、おまけに、たとえ「市民」がいま現在、計画策定能力に欠けていたとしても、経験と機会の積み重ねによって、計画策定に「習熟」<sup>(67)</sup>するようになるという、「市民」のポテンシャルティを高く買っている。

そういう意味では、森氏も、松下氏ほどではないが、「市民」のポテンシャルティを評価しているといえる。たとえば、このことは、「地域創造主体としての住民」が「市民文化の創造」を行い、行政はその創造に参加する<sup>(68)</sup>という言説に見て取れる。「市民」のポテンシャルについては、直接民主制との絡みで、熟考を要する問題である。さて、森氏の「国」に対する言及はごく限られている<sup>(69)</sup>。森氏には、国家観が欠如しており、その帰結として、国家規模的イデオロギーが及ぼす地域住民の価値観に対する影響力に関する視点が無い。結果的に、地方自治体と市民との関係を軸に据えて、文化行政のあり方を考察するという狭い、平面的な考察になってしまっているきらいがある。したがって、森氏は、資本と国家によるイデオロギー的支配によって疎外された自己を取り戻すべく、主体形成する個人の中に、自己教育的要素を発見することができなかったであろう。そうして、氏は、文化行政から社会教育行政を摘出してしまったのであろう。

一方、文化施策に社会教育行政に関わるべきであるとの主張をなしている佐藤氏は、地域文化の協同創造の過程に自己教育の論理を見出し、かつ、その過程に社会「変革主体」<sup>(70)</sup>としての住民を展望している。佐藤氏は、資本のイデオロギー支配の影響で、私的な消費文化が蔓延し、文化を享受できる者とそうでない者とが生まれてしまったと指摘しながら、資本によりもたらされた文化的疎外状況を突破するためには、「文化協同の地域ネットワーク」<sup>(71)</sup>が展開し、新しい「公共性」<sup>(72)</sup>を構築する必要があると主張している。しかも、新しい「公共性理念」の形成のためには、公共機関による援助がポイントであるという。つまりは、社会教育行政が、市民の文化協同推進のため、自己教育活動進展のため、そしてひいては、市民による公共性理念形成のため、人的・物的援助（条件整備・環境醸成）を行うべしということを意味する。こうしてみると、佐藤氏の論述は、国家と資本（四全総にみられるように国と企業の一体的事業推進）の論理に対抗する論理として、市民の側から新しい論理が提起されることが必要であり、しかもその市民の論理は、地方自治体の援助によって、地域を基盤として展開されることが枢要であると解釈することができる。これはいわゆる「内発的発展」<sup>(73)</sup>論である。佐藤氏の考えは、「市民協同」の視点を中心としている点が、他の2人の論者と異なる点である。もちろん、松下氏も、インテリア型文化概念からエクステリア型のそれへの転換という形で、「私」相互の共和としての「公共」<sup>(74)</sup>を主張したのであるが、佐藤氏はより実証に基づき、具体的に説明している。すなわち、自らのジャンルを超えて、様々な人達やグループがネットワークングして、質の高い生活をめざして、協同の文化運動を展開していく過程で、公共性が形成されていくというものである。佐藤氏は、松下氏や森氏ほど、「市民」の自治ポテンシ

ルを高い水準にあると見なしていない。だから、市民による公共性形成のために、地方自治体、とりわけ社会教育行政の手助けが重要であるといっている。

こうみていくと、3論者の論理展開における相違は、「市民」観の相違に起因するといえる。それは、裏を返せば、国家観の相違、そして何よりも「地域」を舞台として地方自治体を「市民」との関係性においてどうみるかということに由来する。松下氏は、「市民は、自治体、国に対しては直接に、……それぞれ、独自の政府としての「権限」を、基本法に基づいて〈信託〉する、と位置づければよい」として、自治体、国への「重層政府信託論」を展開する<sup>(75)</sup>。市民による下からの運動が、ゆくゆくは国家をも包摂して、市民の公共性が形成され、ついには文化をも再編していくという論理になる。特に、基礎自治体に関しては、国による「官治・集権」のタテ割行政をヨコ割へと組み換える役割があるという<sup>(76)</sup>。ただし、基礎自治体の役割は、「シビルミニマム」の整備にとどまり、しかも「市民」の成長とともに文化行政は消滅していくことになるという。このように、松下氏は「市民」の成長と文化行政の衰退を反比例の関係で捉えていたといえることができる。また、氏は、社会教育行政を「官治・集権」型の典型としてみている<sup>(77)</sup>。そして、「市民文化活動に対する教育委員会の後援ないし補助は、原則として廃止されることが望まれる」<sup>(78)</sup>という。なぜならば、「なぜ、教育委員会ないし社会教育課が、多様な市民文化活動の中で、特定活動・団体を後援ないし補助の対象として選別する能力さらに権限を持つのか」<sup>(79)</sup>という疑義が生じるからであるという。成人に「教育」という概念をあてはめること自体がおかしく、成人には「参加」ということばがあてはまるという<sup>(80)</sup>。松下氏は、「社会教育」や「生涯教育」という概念に異議を唱え、市民の自由な活動への習熟を促すような広汎で間接的な条件確保こそが、地方自治体（首長部局）による「市民教育」の中身であると規定する<sup>(81)</sup>。社会教育行政が市民文化活動に関わることは不適當であるという考えとその根拠は、森氏も同様である。佐藤氏は、松下氏の「政府信託論」に対して、むしろ地域をめぐっての資本と市民との対抗関係という視座を提示する。松下氏の「信託論」は、憲法の規定から、市民による国家と自治体への信託という授権行為を擬制し、もって、市民と国家・自治体は、いわば授権者と代理人の関係にあるというのが前提となっている。したがって、代理人である国家や自治体が、授権者である市民を教育するという論理は主客転倒であるというわけである。一方、佐藤氏は市民と市町村自治体と国家を、端的にいえば、並列的に、平面的にみて、相互の対抗的關係、もつといえは対立的關係としてみている。しかも、佐藤氏は、市町村自治体を市民に引きつけて見ているから、市町村と市民による協同と国家との対抗関係という図式になる。このように、市民との関係における「国家」・「自治体」観の違いによって、（森氏も含め）松下氏と佐藤氏における市民文化と社会教育行政の見解の違いが必然化する。すなわち、松下氏は、社会教育行政による市民の自由な文化活動への関与を行政の越権行為として拒絶するのであるが、他方、佐藤氏は、市民と（市町村）自治体を対等な関係とみているので、市民と自治体間の相互行為に含まれる相互教育的要素とその延長としての社会教育行政の関与を認めるというわけである。

### III おわりに

松下氏は、「市民」の自立的可能性に期待し、文化概念の「私」構造から外向きの「市民文化」構造への組み替え、言い換えれば、「市民」による公共性の形成を主張した。氏が、「市民」の自治能力を評価するに至ったきっかけは、60年代から70年代にかけて大きなうねりとなった「市民運動」であろう。たしかに、「環境権」という新たな社会権への認識を流布した「市民運動」の威力は、歴史的に刻印されるべき一大事であった。そして、その時、「市民」の自治能力が見直された。しかしながら、60、70年代という時代は、国家あるいは資本によるイデオロギーの矛盾が大きく現象化し、社会問題となった時期である。その結果、この時期には、国家と企業という権力側と住民との間に鋭い対立関係が表立っていると理解できよう。したがって、そういった時代的特殊性ゆえに、住民も国家に対抗する運動と理念を提示せざるをえなかったといえるのではないか。確かに、そういう時代には、住民は放って置かれても、自発的に自治意識を形成し、自分のまちを守らざるをえない。だが、90年代は状況が異なる。松下氏は、90年代をどうみているのであろうか。国家の政策も、建前は「福祉」や「国民主体」を唱ってはいるが、一向に市場主義・経済中心主義は改まっていまい。市民が、主体的な自治能力を獲得し、市民中心の公共性を構築するには、国家の政策の底流に流れる「イデオロギー性」に気づかなければならない。60、70年代のように、社会的にせっぱつまった問題が表面化していない今日、住民の自発性のみを期待するのはどうか。松下氏は、文化が市民中心に形成されることの必要性を主張するが、そのためには、市民が文化政策に参加する制度を市町村自治体がつくるだけでなく、市民文化活動に内包される学習・教育活動を援助する社会教育行政が重要な役割を担う<sup>(82)</sup>。森氏も松下氏同様の限界がある。

その点、佐藤氏が、市民文化活動に社会教育行政の援助の重要性を、上に述べたのと同じような根拠で主張しているのは、正しいと思う。しかしながら、佐藤氏が、「国民の自己形成」としての「地域文化の協同創造」という時、氏は「国民」にどういう意味を込めているのであろうか。佐藤氏は、「地域文化協同」によって「新しい公共性の理念」を形成するということを述べているが、当然、私的な価値観と意識をもった個人が寄り集まったところで、すぐさま公共性が形成されるはずはない。公共的意識をもった人々によって、市民文化という公共性が成り立つはずである。つまり、ルソーがいうごとく、私的意志の総和としての全体意志ではなく、公共的な意志であるところの一般意志こそが市民による公共性の本質となるべきである。しかしながら、思うに、公共的意識も最初は、私的意識から出発するはずである。となると、私的意識を公共的意識へと架橋するある媒介が必要である。その媒介こそが、「地域」あるいは「地域問題」に他ならない。例えば、前で取り上げた「札幌演劇鑑賞協会」の活動を実例としたい。すなわち、最初、演劇鑑賞が好きだという個人的・私的関心から出発した活動が、ついには財団化（「北海道演劇財団」）による「文化によるまちづくり」

運動へと発展をとげていった<sup>(63)</sup>。そこでボランティアで活動している運営委員の一人は、「障害者の人達に配慮した演劇ホールを」<sup>(64)</sup>と熱っぽく語っていた。このような市民文化団体や市民文化グループが、究極的には「まちづくり」意識を持つに至り、実践の展開にまで発展していくことが期待される。そのためには、私的意識を「地域」に結び付ける社会教育行政の公的関与が重要な契機となる。とりわけ、社会教育公務労働者と住民との協同が重要である。そして、この協同関係のもとで、資本の文化的戦略に食い込んでいくことが求められる。また、社会教育公務労働者が住民との協同的模索の中で、自らも主体形成していくという意味合いがあることも重要な点である。また、社会教育公務労働者が国家の政策の実現者であると同時に、住民の要求をも聞き入れなければならないという矛盾の只中にある<sup>(65)</sup>ということから、社会教育公務労働者が住民の代弁者として国家の論理を懐柔していく可能性を否定することはできない。その可能性を現実化するためには、まず社会教育公務労働者が自らの地域の市民文化活動の蓄積を総括しなければならない<sup>(66)</sup>。そのような力量を持った社会教育専門職員の配置と養成が、市町村自治体に求められる。それと同時に、文化分野が、高度な専門性を帯びた分野であるとの認識が確立して、従来の3、4年ごとの機械的慣例的人事異動が見直されなければならないということも付け加えておきたい。

小川利夫氏が、学習者への援助に関連して、次のことを指摘している。すなわち、「学習内容編成の視点は、「学習の主体」として地域住民を捉えるのではなく、「学習主体」として捉えることによって与えられる。「学習の主体」とは、正に十人十色の問題意識と学習要求を持った個人を指すが、「学習主体」とは体制的矛盾と向かい合うことを余儀なくされている現代人一般を指す」<sup>(67)</sup>という。市民文化活動の主体である住民を「学習主体」と置き換えれば、個々の住民の文化的要求を聞き入れて、それらに応えていくというよりは、資本の論理に主体性の自由な発露を奪われている住民に、自由な市民文化活動を制度的な面を含めて、保障していくのが社会教育行政の責務となってこよう。さらに、市民文化活動の自由な展開のためには、その展開を援助する「社会教育システム」が作られることが望ましい。では、「社会教育システム」とはどういうものであるべきか、また、どのようにつくられるべきか。この課題に答えるためには、地域で繰り広げられている市民文化活動の現在までの蓄積と将来に向けての方向性とをまとめるとともに、市町村自治体の文化行政と社会教育行政の実績と問題点を総括することが肝要である。ただ、現時点でいえることは、市町村自治体の文化行政は、施設設備や助成金・補助金交付といったような外的な環境整備（大枠の条件整備）に関わることを取り扱い、社会教育行政が、市民の人格形成・主体形成の展開を重視したきめ細かな人的・物的援助を所管していくことがよいのではないかということである。こうなれば、必然的に、文化行政と社会教育行政の仕事は、密接不可分となり、恒常的な連絡・調整が必要になってくる。「社会教育システム」づくりも、まずは文化行政と社会教育行政との連携から始められなければならない。市民文化活動における活発な協同に負けないほどの、協同を行政の中にも作りだしていかなければならない。両者の協同が混じり合うとき、大きな協同の輪が広がっていくことが期待される。

最後になるが、森氏が力説している「行政の文化化」の問題はどうしたらいいのか。松下氏は、「第2企画調整」という総合的な調整役の必要性を訴えているが、個々の部局の個別的な施策をどういう明確な基準で調整したらよいか、かえって非常に難しい問題を創出してしまいかねない。それよりも、市長が音頭をとって、「文化の質の高い施策や事業を」と大きく目標として打ち出し、各部課に具体的改革を求めるような運動を巻き起こすことが有効ではないか。いずれにしても、「行政の文化化」の問題は、各部課が主体的に取り組む方向へともっていくべきである。

#### 注記

- (1) 松下圭一「自治の可能性と文化」(松下圭一・森啓編著『文化行政』(学陽書房, 1981), 同『市民文化は可能か』(岩波書店, 1985), 同『社会教育の終焉』(筑摩書房, 1986)を参考。なお、具体的には、例えば、「市民は自由かつ多様にこの市民施設を運営・管理のルールをつくりながら文化活動をおこなっていくであろう」(『市民文化は可能か』p.317)とある。
- (2) 森啓「全国自治体における文化行政の動向」(同上『文化行政』), 同「いま行政の文化化とは」(上田篤編『行政の文化化』学陽書房, 1983), 同「文化行政のあゆみ」(森啓編『文化行政とまちづくり』時事通信社, 1983), 同「行政と文化」(『まちづくりと文化』都市文化社, 1991)を参考。
- (3) 佐藤一子『文化協同の時代』(青木書店, 1989), 同「生活・文化協同への模索」(月刊『社会教育』, 1986年3月号)を参考。
- (4) 前掲『市民文化は可能か』, p.25。
- (5) 同上箇所。
- (6) 同上, p.31。
- (7) 同上箇所。
- (8) 同上, p.75。
- (9) 同上, p.32。
- (10) 同上, p.139。
- (11) 同上, p.148。
- (12) 同上, p.173。
- (13) 同上, p.188。
- (14) 同上, p.195。
- (15) 同上, p.74, 75において、市民文化形成の前提的条件として「都市化」が指摘されている。「都市化」が、「自発的人間」である「市民」を生み出していく「可能性」を持っているという。「文化概念の再編」と「政治イメージの転換」も「市民」化の「可能性」にかかっているということであろう。

- (16) 「市民文化は、自ら政治に参加して自治に習熟するようになった市民型人間、つまり市民型の価値意識・行動準則をもつ市民の大量熟成によってはじめて成立しうる」(同上, p.34)。
- (17) 前掲『文化行政』, p.10。
- (18) 前掲『市民文化は可能か』, p.287。
- (19) 同上, p.282。
- (20) 前掲『文化行政』, p.16。
- (21) 同上, p.14, 15。
- (22) 同上, p.11。
- (23) 同上, p.13。
- (24) 札幌市企画調整局企画部企画調整課編『第3次札幌市長期総合計画』, 1988。
- (25) CDI「地域社会における文化行政システムの研究」。
- (26) 前掲『文化行政』, p.20。
- (27) 同上, p.11, 12。なお、これに関連して、松下氏は、その条件整備も「シビルミニマム」の「質的向上」をめざすにとどまるという(前掲『市民文化は可能か』, p.84, p.91)。
- (28) 前掲『市民文化は可能か』, p.83。
- (29) 同上, p.84, 91, 92。
- (30) 同上, p.103。
- (31) 松下圭一『都市型社会の自治』, 日本評論社, 1987, p.119, 120。前掲『文化行政』, p.17。さらに、前掲『市民文化は可能か』, p.308~318。
- (32) 前掲『市民文化は可能か』, p.318。
- (33) 同上, p.316。これとは正反対に、佐藤一子氏は、「文化に対する公的補助の拡大は、~不可欠」で、しかもとりわけ「社会教育行政」が中心になるべきであるとする(前掲『文化協同の時代』, p.59)。
- (34) 月刊『社会教育』, 国土社, 1995・2月号「かがり火」, p.5。
- (35) 森啓編『文化行政とまちづくり』, 時事通信社, 1983, p.55。
- (36) 前掲『文化行政』, p.337。
- (37) 同上, p.349。
- (38) 同上, p.348。
- (39) 同上, p.362。
- (40) 同上, p.352, 353。
- (41) 同上, p.353。
- (42) 同上箇所。
- (43) 森氏は、「市民文化活動は、社会教育行政が「生涯教育」と「生涯学習」という言葉を混用しな

がら対象にとらえようとしている「学習活動」の観念を包摂する」としながらも、社会教育行政における教育理論を、「すでにできあがった知識を教育＝習得するための理論である」として、市民文化活動における学習が社会教育行政にはそぐわないものとして位置づけている(森啓『市民文化と文化行政』学陽書房, 1988, p.246)。

だが、本論文では、社会教育行政の実質的な転換をもって、市民文化活動における学習活動に食い込むことを主張する。なぜならば、学習活動は、市民文化活動に包摂されるというよりも、市民文化活動の内容を豊富化し、かつ、市民文化活動の展開を推進・拡大する重要な契機となるからである。したがって、市民文化活動に含まれる学習活動を、市民文化活動における「核」とみなし、社会教育行政が地域学習活動を援助する要に位置することを考え合わせれば、社会教育行政は市民文化活動に深く関わっていくべきであるとなろう。

- (44) 前掲『文化行政』, p.349。
- (45) 同上箇所。
- (46) 同上, p.351。
- (47) 森啓「自治体の政策研究」(札幌市企画調整局都市研究室『都市問題調査報』No.17, 1994, p.4)。
- (48) 同上, p.8。
- (49) 前掲『文化行政』, p.361。
- (50) 同上, p.351。
- (51) 森啓「まちづくりと自治体の政策形成」(札幌市『まちづくりセミナーダイジェスト』, 1993, p.84)。
- (52) 前掲『文化協同の時代』, 「まえがき」より。
- (53) 同上箇所。
- (54) 同上, p.15。
- (55) 同上, p.59。
- (56) 同上, p.140, 141。
- (57) 同上, p.21。
- (58) 同上, p.59。
- (59) 佐藤一子「生活文化と生涯学習」(原正敏・藤岡貞彦編『現代企業社会と生涯学習』, 大月書店, 1988, p.122, 123)。
- (60) 前掲『文化協同の時代』, p.83。
- (61) 同上, p.80。
- (62) 同上, p.109。
- (63) 「自己教育論」に関しては、鈴木敏正「地域生涯学習計画への自己教育論的接近」(山田定市・

- 鈴木敏正編著『地域生涯学習の計画化(上) 地域づくりと自己教育活動』, 筑波書房, 1992, p. 32), 島田修一・藤岡貞彦編『社会教育概論』, 青木書店, 1982, p.8などを参照。
- (64) 「地域文化協同」とは何かについて以下の箇所が参考になろう。  
「別個に発展してきたグループが, たがいに接点をもつようになり, 地域社会の文化を育む協同の営みを模索する」こととある(佐藤一子『文化協同のネットワーク』青木書店, 1992, p.2)。  
また, 生活・文化協同とは, 「地域文化運動の中で追求されているような新しい生活様式の価値基準をもとめ, みずからの日常生活を基盤として, 自律的創造的な生き方を確立しようとする社会的連帯・協同的实践をさす」(同前掲『文化協同の時代』, p.150)。
- (65) 前掲『市民文化は可能か』, p.144。
- (66) 「市民自治による市民文化」という提言(前掲『文化行政』, p.10)。
- (67) 前掲『市民文化は可能か』, p.282。
- (68) 前掲『文化行政』, p.351。
- (69) 「省庁がいまなすべきことは, 第1に減量である。第2は, 国際化時代に対処すべく目を大きく見開くことであろう」という指摘にとどまる(前掲『文化行政とまちづくり』, p.62)。
- (70) 「国民諸階層の自発的な文化的要求の高まりが, ……現代の生活様式と社会的諸関係を変革する価値基準としての文化を新たに創造しようとする意欲の高まりを示していると思われる」(「生活・文化協同への模索」, 月刊『社会教育』, 1986・3月号, p.16)。
- (71) 前掲『文化協同の時代』, p.152。
- (72) 同上, p.153。
- (73) 宮本憲一氏は『環境経済学』(岩波書店, 1989)の中で, 地域における住民と諸団体が自発的な学習によって計画をたて, 自主的な技術開発をもとにして, 地域の環境を保全しつつ, 地域の文化に根ざした経済発展をしながら, 地方自治体の手で住民福祉を向上させていくような地域開発を「内発的発展」とよんだ。
- (74) 前掲『市民文化は可能か』, p.185。
- (75) 松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会, 1991, p.56。
- (76) 前掲『文化行政』, p.13。
- (77) 前掲『市民文化は可能か』, p.318。
- (78) 同上, p.308。
- (79) 同上, p.316。
- (80) 同上, p.326。
- (81) 同上, p.324, 325。前掲『都市型社会の自治』, p.120。
- (82) このことに関して, 示唆に富むことばがある。「教育が……文化と深くかかわりながらも相対的に独立した機能を持ち, たえず新しい状況に対応できる力を持ち, 新しい社会を創造する可能

性をもつのである」(島田修一・藤岡貞彦編『社会教育概論』青木書店, 1982, p.172)。

- (83) 「札幌演劇財団」設立準備会編『財団法人 札幌演劇財団(仮称)設立準備会 [設立趣意書]』による。
- (84) 1995年2月27日, 「札幌演劇鑑賞協会」運営委員である高島氏に対する聞き取りによる。
- (85) 小川利夫『社会教育と国民の学習権』頸草書房, 1973, p.50。
- (86) 同上, p.242, ならびに, 前掲『社会教育概論』p.171を参照。
- (87) 前掲『社会教育と国民の学習権』p.70, 71。